

ガスのご契約内容に関するお知らせ

現在、ご利用いただいているお客さまの料金やお支払い方法等については変更ございません。
また、ご契約を継続される場合、お手続きは不要です。

2021年10月1日より適用となった約款について、ガス事業法の定めにより、重要事項をご案内させていただきます。主な変更内容は、今後当社が約款を変更する際のお客さまへの説明方法に関する規定や、2022年4月の導管部門の分社化に備えた変更等です。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

重要事項説明書

本書面は、一般ガス供給約款、ガス基本約款、選択約款(以下、「約款等」)に基づき、お客さまと東京ガス株式会社(以下、「当社」と)の間で締結するガス需給契約(以下、「本契約」)に関して、当社がガスを供給する際の条件等、重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。なお、詳細な供給条件は約款等をご確認ください。

◆契約成立、使用開始日等(今後、新規でお申し込みをされる場合)

- 本契約は、当社指定の様式にてお申し込みをいただきます。お客さまからのお申し込みを受け、当社がこれを承諾した場合に成立します。
- お客さまが当社と他の契約(すでに消滅しているものを含む)の料金又は延滞利息をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合、当社は本契約へのお申し込みを承諾できないことがあります。その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。
- 使用開始日は、原則として、以下の通りとします。
 - ①新たなガスの使用開始に伴うお申し込みの場合は、ガスの使用を開始する日。
 - ②他のガス小売事業者又は一般ガス導管事業者による最終保障供給からの切り替えに伴うお申し込みの場合は、契約成立日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含む)以降最初の定例検針日の翌日。
 - ③当社又は当社取次店の他のガス需給契約から切り替える場合は、原則として、当該契約の解約日の翌日。

◆ガスご使用量の算定方法やガス料金の計算方法等

- 当社又は一般ガス導管事業者は、前回の検針日(あらかじめ定めた毎月1度の検針日)及び今回の検針日のガスメーターの読みにより、その料金算定期間のガスご使用量を算定します。
- 料金の日割計算を行う場合(前回の検針日から次の検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合等)を除き、1料金算定期間を「1か月」として、料金を算定します。
- ガス料金は約款等に定める料金表を適用して、1か月のガスご使用量に基づき、「基本料金」と「従量料金」の合計額とします。なお、割引がある場合は、その合計額から割引額を差し引きます。《ガス料金(税込み、円未満切り捨て) = 基本料金 + 従量料金 * (原料費調整額を含む。))

(参考：一般ガス供給約款(群馬・群馬南地区)の料金表)

料金表	1か月のガスご使用量	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)
群馬地区	A表 0m ³ から24m ³ まで	759.00	131.34
	B表 24m ³ をこえ500m ³ まで	1,296.10	109.79
	C表 500m ³ をこえる場合	7,612.30	97.17
群馬南地区	A表 0m ³ から22m ³ まで	759.00	122.37
	B表 22m ³ をこえ223m ³ まで	924.00	115.00
	C表 223m ³ をこえる場合	2,574.00	107.63

*従量料金単価は原料費調整制度に基づき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ホームページにてご確認ください。

◆ガス料金のお支払い方法等

- お支払い方法は、原則として、「口座振替」「クレジットカード

払い」又は「その他当社の指定する方法」によりお支払いいただけます。別途当社が認めた場合は、「払込み」の方法によりお支払いいただくことがあります。ただし、ご利用いただけるお支払方法は、ご契約の約款によって異なりますので当社ホームページ、又はお客さまへの個別の通知にてお知らせします。

- 支払期限日を経過してもなおガス料金が支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、1日あたり0.0274%の延滞利息を申し受けます。
- お客さまが払込みの方法で金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。

◆導管・ガスメーターその他設備に関する費用

- 本契約のお申し込みに伴いガス工事を必要とする場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者へガス工事を申し込みいただけます。導管・ガスメーターその他設備に関するお客さまの費用負担については、ガス工事約款又は約款等の定めに従うものとします。

◆供給圧力や熱量等

- 当社は、原則として、次に規定する圧力、熱量、ガスグループ及び燃焼性に類別されるガスを供給いたします。

供給圧力	供給熱量	ガスグループ	ウォッペ指数	燃焼速度
最高圧力: 2.5kPa	標準熱量: 45MJ	13A	最高ウォッペ指数: 57.8	最高燃焼速度: 47
最低圧力: 1.0kPa	最低熱量: 44MJ		最低ウォッペ指数: 52.7	最低燃焼速度: 35

◆お客さまからの解約・変更の方法及びご注意事項

- 他のガス小売事業者等への切り替えに伴う解約の際は、切り替え先のガス小売事業者等へ直接お申し込みください。
- お引越し等、上記以外の理由による解約及び契約内容の変更については、東京ガスお客さまセンターまでご連絡ください。
- 本契約を使用開始日から1年未満に解約され、その後1年未満に同一需要場所において再度お申し込みいただいた場合等は、これを承諾できないことがあります。

◆当社からの契約変更・解約に関する内容

- 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の変更・法令の改正、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく約款等を変更する場合があります。その場合には、原則として、変更する旨及び変更後の内容並びに変更の効力発生日を、当社ホームページ等に掲載することでお知らせします。
- 支払期限日を経過してもガス料金のお支払いが確認できない場合や、その他お客さまが本契約に違反した場合等には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転しガスを使用されていないことが明らかな場合には、当社は本契約を終了することがあります。

◆供給又は使用の制限等

・当社又は一般ガス導管事業者は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上又はガスの安定供給に必要な場合等には、ガスの供給を制限もしくは中止をし、又はお客さまにご使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

◆ガスの供給及び保安に関する責任とお客さまへの協力をお願い

ガスの供給にあたり、以下の事項にご協力いただきます。詳しくは、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款等をご参照ください。

- ・一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器等(以下、「お客さま所有の供給施設」)について検査及び緊急時の応急措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。
- ・一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査し、その結果を速やかにお知らせします。
- ・当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された消費機器について、お客さまの承諾を得て、技術上の基準に適合しているかどうかを調査し、適合していない場合には、改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- ・お客さま所有の供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、当社がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力するよう努めていただきます。
- ・当社又は一般ガス導管事業者は、検針や検査及び調査のための作業、供給施設的设计、施工又は維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの土地及び建物に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- ・当社又は一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、又は使用を中止いただくことがあります。
- ・ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- ・ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、直ちに適切な処置をとります。
- ・ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等、一般ガス導管事業者所有の既設供給設備を、設置場所の所有又は占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。

◆その他

・供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を以下の通り行うことについてあらかじめ承諾して

いただきます。

- ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法(以下、「当社が適当と判断した方法」)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- ・上記に関わらず、約款等の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ・当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、インターネット、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせすることに、あらかじめ承諾していただきます。
 - ・お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかにかかわらず、検査料をご負担していただきます。
 - ・当社はお客さまに対し、当社又は当社が委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスをご利用される場合には、別途定める規約に従っていただきます。オプションサービスの内容(適用条件・適用期間等)については、その変更や中止等も含めて当社ホームページ等でお知らせします。
 - ・他のガス小売事業者から切り替えて当社のガスをご契約いただく場合には、解約に伴う不利益(解約金の発生やポイントの失効等)が発生する場合があります。他のガス小売事業者との契約内容をご確認ください。
 - ・契約期間の定めがあるものは、検針日の翌日を適用開始日とし、原則、その日から翌年度最初の定例検針日までを契約期間とします。精算額の定めがあるものについては、ご契約されている約款等に基づきます。契約期間満了日以前にお客さま又は当社から別段の意思表示がない場合は、このガス需給契約は契約期間満了日の翌日からその翌年度最初の定例検針日まで継続するものとし、以降これになります。契約期間を継続する場合は、当社が適当と判断した方法により、当該継続後の契約期間のみを説明し契約締結前の書面は交付しないこと、契約締結後の書面交付は当社の名称及び住所、契約年月日、当該継続後の契約期間並びに供給地点特定番号のみを記載することについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ・お客さまには、自己(法人であった場合には役員もしくは従業員)が現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
 - ・本書面記載事項の詳細については、各種約款をご確認ください。

● 詳細な供給条件(各種約款)は当社ホームページにて掲載しております。



ホームページ

- ・個人(ご家庭)のお客さま(一般ガス供給約款、ガス基本約款、選択約款)
URL <https://home.tokyo-gas.co.jp/gas/ryokin/yakkan/index.html>
- ・法人・個人事業主のお客さま(選択約款)
URL <https://eee.tokyo-gas.co.jp/news/2021/20210630.html>

個人(ご家庭)



法人個人事業主



契約に関する
お問い合わせ
・ご相談窓口

(ガス小売事業者)東京ガス株式会社 〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20 登録番号 A0020

東京ガスお客さまセンター

0570-002239 (ナビダイヤル) ※お電話のお掛け間違いにご注意ください。

- IP電話等ナビダイヤルをご利用いただけない場合 TEL 03-6735-8787
- 受付時間(月～土)9時～19時(日・祝)9時～17時

※ナビダイヤルはNTTコミュニケーションズ(株)のサービスです。電話料金はお客さまのご負担となります。かけ放題等の定額通話制度等も適用対象外(有料)となります。ご契約いただいている通信会社の契約をご確認の上、お掛けいただく番号をお選びください。

※本書面については、複数回ご案内させていただきます。そのため、ご案内の重複等についてはご容赦いただけますようお願いいたします。

※お客さまの供給地点特定番号は、ご使用量のお知らせ等に記載しておりますのでご確認ください。